

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 事業等のリスク</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実（(36)において「重要事実等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(34)・(35) (略)</p> <p>(36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a (略)</p> <p>b 「4 事業等のリスク」において、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(37)～(87) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 事業等のリスク</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(34)・(35) (略)</p> <p>(36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(37)～(87) (略)</p>